

クレーン等運転関係技能講習規程の一部を改正する件 新旧対照条文

○ クレーン等運転関係技能講習規程（平成六年労働省告示第九十二号）

（傍線の部分）は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（講師）</p> <p>第一条 床上操作式クレーン運転技能講習及び小型移動式クレーン運転技能講習（以下「技能講習」と総称する。）の講師は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第二十第十四号及び第十五号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。</p>			
<p>（講習科目の受講の一部免除）</p> <p>第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。</p>			
<p>受講の免除を受けることができる者</p> <p>一 クレーン・デリック運転士免許を受けた者</p> <p>二 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者</p> <p>三 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第一号）第六條の規定による改正前のクレーン等安全規則（以下「旧クレーン規則」という。）第二百二十三條に規定するクレーン運転士免許を受けた者</p>	<p>講習科目</p> <p>（略）</p>	<p>受講の免除を受けることができる者</p> <p>一 クレーン運転士免許を受けた者</p> <p>二 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者</p>	<p>講習科目</p> <p>（略）</p>
<p>（略）</p> <p>一 揚貨装置運転士免許を受けた者</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>一 デリック運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者</p>	<p>（略）</p>

二 玉掛け技能講習を修了した者 三 旧クレーン則第二百三十五条に規定する デリック運転士免許を受けた者 (略)	(略)
--	-----

二 玉掛け技能講習を修了した者 (略)	(略)
------------------------	-----